

議案第100号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、給水管の破損に伴う漏水により発生したガス供給管損傷事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

令和4年6月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 13,695,470円
- 2 相手方 さいたま市浦和区北浦和5丁目16番20号
東京ガスネットワーク株式会社埼玉導管ネットワークセンター
所長 瀬畑 隆佑
- 3 事故の概要 令和3年8月4日市内南区太田窪2丁目13番6号先市道に埋設されている給水管の破損に伴う漏水により、相手方所有のガス供給管を損傷したもの